

鳥取県告示第138号

鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程(平成15年鳥取県告示321号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後	改正前
<p>(愛護ボランティア団体の登録)</p> <p>第3条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する<u>特定非営利活動法人</u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第1号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を所轄総合事務所長(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「<u>所長</u>」という。)を経由して、知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る団体を土木施設愛護ボランティア団体(以下「<u>愛護団体</u>」という。)として登録し、その旨を<u>所長</u>に通知するとともに、当該団体に対し、様式第2号による登録証を交付するものとする。</p> <p>3 <u>所長</u>は、前項の規定により登録された愛護団体について、団体の名称及び代表者の氏名、団体の所在地及び連絡先、構成人数、活動予定場所、登録日等を明記した台帳を作成し、及びこれを保管するものとする。</p>	<p>(愛護ボランティア団体の登録)</p> <p>第3条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する<u>特定非営利法人</u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第1号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を所轄<u>地方県土整備局長</u>又は所轄総合事務所長(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「<u>局長等</u>」という。)を経由して、知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る団体を土木施設愛護ボランティア団体(以下「<u>愛護団体</u>」という。)として登録し、その旨を<u>局長等</u>に通知するとともに、当該団体に対し、様式第2号による登録証を交付するものとする。</p> <p>3 <u>知事</u>は、前項の規定により登録した愛護団体について、団体の名称及び代表者の氏名、団体の所在地及び連絡先、構成人数、活動予定場所、登録日等を明記した台帳を作成し、及びこれを保管するものとする。</p>
<p>(愛護ボランティア団体の登録の変更)</p> <p>第4条 前条第2項に規定する登録を受けた愛護団体が団体の代表者の氏名、団体の所在地、連絡先、構成人数又は活動予定場所を変更しようとする場合は、様式第3号による土木施設愛護ボランティア団体登録変更届を<u>所長</u>に提出するものとする。</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の規定による提出があつた愛護団体について、前条第3項の規定により作成した台帳を修正し、及びこれを保管するものとする。</p>	<p>(愛護ボランティア団体の登録の変更)</p> <p>第4条 前条第2項に規定する登録を受けた愛護団体が団体の代表者の氏名、団体の所在地、連絡先、構成人数又は活動予定場所を変更しようとする場合は、様式第3号による土木施設愛護ボランティア団体登録変更届を<u>局長等</u>を経由して、<u>知事</u>に提出するものとする。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の規定による提出があつた愛護団体について、前条第3項の規定により作成した台帳を修正し、及びこれを保管するものとする。</p>
<p>(愛護ボランティア団体の登録の取消し)</p> <p>第5条 第3条第2項に規定する登録を受けた愛護団体</p>	<p>(愛護ボランティア団体の登録の取消し)</p> <p>第5条 第3条第2項に規定する登録を受けた愛護団体</p>

がその登録の取消しを受けようとするときは、様式第4号による土木施設愛護ボランティア団体登録取消申請書に同項の登録証を添えて、所長を経由して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による提出があった愛護団体についてその登録を取り消し、その旨を所長に通知するものとする。

3 所長は、前項の規定により登録を取り消された愛護団体に関する台帳を廃棄するものとする。

(愛護団体の活動)

第6条 愛護団体が実施する活動内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路の清掃、除草、植栽管理又は歩道除雪
- (2)～(6) 略

(愛護ボランティア団体活動推進協議会)

第9条 愛護団体の活動の円滑な推進に資するため、各総合事務所の県土整備局(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港に係る愛護団体にあつては鳥取港湾事務所、境漁港に係る愛護団体にあつては境港水産事務所)に愛護団体の役員並びに市町村及び知事の事務部局の職員を構成員とする愛護ボランティア団体活動推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、毎年度末に開催するものとし、ボランティア支援制度の周知及び意見交換を行う。

がその登録の取消しを受けようとするときは、様式第4号による土木施設愛護ボランティア団体登録取消申請書に同項の登録証を添えて、局長等を経由して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による提出があった愛護団体についてその登録を取り消し、当該愛護団体に関する台帳を廃棄するものとする。

(愛護団体の活動)

第6条 愛護団体が実施する活動内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路の清掃、除草又は植栽管理
- (2)～(6) 略

(愛護ボランティア団体活動推進協議会)

第9条 愛護団体の活動の円滑な推進に資するため、各地方県土整備局及び各総合事務所の県土整備局(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港に係る愛護団体にあつては鳥取港湾事務所、境漁港に係る愛護団体にあつては境港水産事務所)に愛護団体の役員並びに市町村及び知事の事務部局の職員を構成員とする愛護ボランティア団体活動推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、毎年度当初及び毎年度末に開催するものとし、当該年度に愛護団体が実施する第6条の活動に関する計画の調整及び当該活動の実績の評価を行う。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程(以下「新規程」という。)第4条の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以降に提出する土木施設愛護ボランティア団体登録変更届について適用し、施行日前に提出されたものについては、なお従前の例による。

3 新規程第6条の規定は、施行日以後に行われる活動について適用する。